

奈良県ひきこもり相談窓口「本人の集い」運営業務について、次のとおり委託事業者を募集しますので、公告します。

令和5年3月23日

奈良県知事 荒井正吾



1. 業務概要

(1) 業務名

奈良県ひきこもり相談窓口「本人の集い」運営業務

(2) 業務内容

「本人の集い」の企画・運営

詳細は、別紙「奈良県ひきこもり相談窓口『本人の集い』運営業務仕様書」のとおり

(3) 委託上限額 989,850円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(4) 委託期間 契約日～令和6年3月31日

2. 参加資格

次の要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。(再生計画の認可の決定を受けた者を除く。)
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者で、営業種目大分類「Q 役務の提供」、中分類「7 諸サービス」に令和5年4月13日(木)までに登録を完了している者であること。

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県文化・教育・暮らし創造部 青少年・社会活動推進課 青少年係

TEL: 0742-27-8608 FAX: 0742-27-9574

(2) 仕様書および委託事業者募集要領の配付

- ①配布期間 令和5年3月23日(木)から令和5年4月13日(木)まで(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)
- ②配布方法 3. (1)の担当部局において配布する。また、奈良県文化・教育・くらし創造部青少年・社会活動推進課のホームページからダウンロードすることができる。

(3) 参加資格確認申請書の提出

- ①提出期限 令和5年3月30日(木)午後5時まで
- ②提出先 3. (1)の担当部局に同じ
- ③提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る)による。
持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、令和5年3月30日(木)午後5時までに必着。

- ④提出部数 1部

(4) 企画提案書の提出

- ①提出期間 令和5年3月31日(金)から令和5年4月13日(木)
- ②提出先 3. (1)の担当部局に同じ
- ③提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る)による。
持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は、令和5年4月13日(木)午後5時までに必着。

- ④提出部数 正本1部、副本6部

(5) 参加申込及び企画提案に関する質問書の提出

「奈良県ひきこもり相談窓口『本人の集い』運営業務委託事業者募集要領」の示すところによる。

(6) 企画提案書の審査

プレゼンテーションと質疑応答により企画提案書の審査を行う。

開催日程及び場所 令和5年4月20日(木)
奈良県中小企業会館会議室(1)

4. 委託事業者の選定

提出のあった企画提案書等について、「奈良県ひきこもり相談窓口『本人の集い』運営業務委託事業者選定評価委員会設置要領」に定められた委員会において、審査の上、委託事業者を選定する。

5. 契約の締結

上記4.において委託事業者として選定された者と奈良県契約規則等に基づき契約手続きを行う。

6. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。

- (1) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかになったと認めるとき。
- (3) 受託者が業務に応募できる資格がないことが判明したとき。
- (4) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (5) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (6) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (8) (6) 及び (7) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (9) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（4）から（8）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (10) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記（4）から（8）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（9）に該当する場合を除く。）において、本県が本契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、本契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (11) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

7. その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加にかかる経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) その他の詳細は、「奈良県ひきこもり相談窓口『本人の集い』運営業務仕様書」、及び「奈良県ひきこもり相談窓口『本人の集い』運営業務委託事業者募集要領」による。

